

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月24日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第3.1号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第11条（略） (印鑑登録証明書の申請) 第12条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請するとき(多機能端末(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により印鑑登録証明書の交付を申請する場合を除く。)は、印鑑登録証を持参し、 <u>印鑑登録証明書交付申請書を市長に申請しなければならない。</u>	第1条～第11条（略） (印鑑登録証明書の申請) 第12条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を申請するとき(多機能端末(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により印鑑登録証明書の交付を申請する場合を除く。)は、印鑑登録証を提示して <u>市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が申請した場合で、規則で定める方法によるときは、印鑑登録証の提示を省略して申請することができる。</u>

現行	改正案
<p>(多機能端末による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第 12 条の 2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)</p> <p>_____を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条 市長は、第 12 条の規定による申請があったときは、<u>印鑑登録証及び印鑑票と照合し当該申請が適正であることを確認の上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前条の規定による申請があったときは、個人番号カード_____を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>第 14 条～第 18 条 (略)</p>	<p>(多機能端末による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第 12 条の 2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)<u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)</u>を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第 13 条 市長は、第 12 条の規定による申請が<u>適正</u>_____であることを確認の上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 市長は、前条の規定による申請があったときは、個人番号カード<u>又は移動端末設備</u>を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p>第 14 条～第 18 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。